

(表紙)

檜
枝
岐
村
森
林
整
備
計
画

福
島
県

檜
枝
岐
村

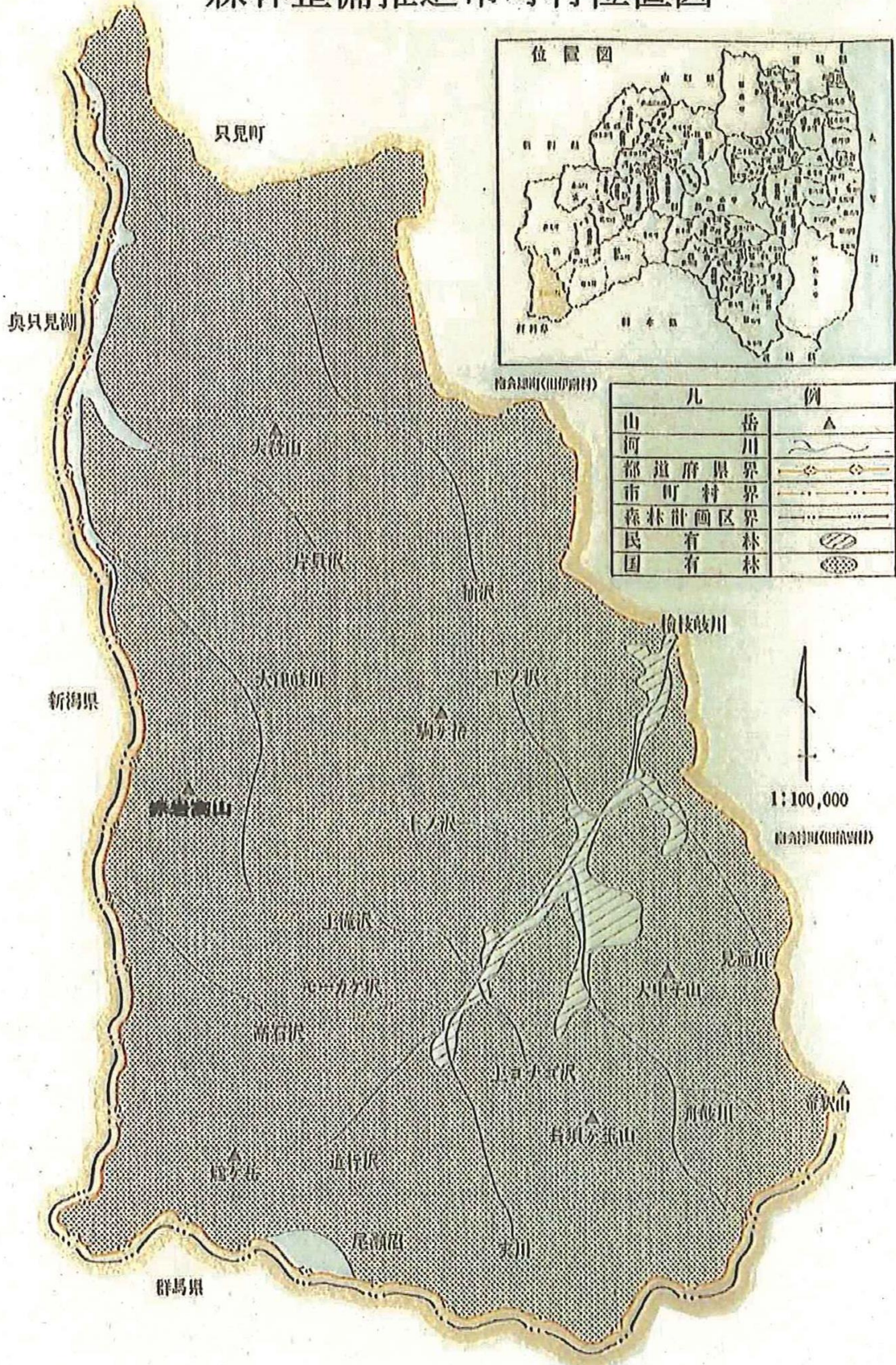
檜枝岐村森林整備計画
(令和元年度変更)

計画期間 自 平成29年 4月 1日
至 令和 9年 3月 31日

福 島 県

檜 枝 岐 村

森林整備推進市町村位置図



目 次

I	伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	P5
2	森林整備の基本方針	P5
3	森林施業の合理化に関する基本方針	P7
II	森林整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	P7
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	P7
3	その他必要な事項	P8
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	P9
2	天然更新に関する事項	P11
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	P13
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	P13
5	その他必要な事項	P13
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	P14
2	保育の種類別の標準的な方法	P15
3	その他必要な事項	P16
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	P16
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法	P17
3	その他必要な事項	P18
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	P19
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	P19
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	P19
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	P19
5	その他必要な事項	P19
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	P19
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	P20
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	P20
4	その他必要な事項	P20

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	P20
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	P21
3	作業路網の整備に関する事項	P21
4	その他必要な事項	P21
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	P22
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	P22
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	P22
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	P23
2	その他必要な事項	P23
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	P23
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	P23
3	林野火災の予防の方法	P24
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	P24
5	その他必要な事項	P24
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	P24
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	P24
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	P24
4	その他必要な事項	P24
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	P24
2	生活環境の整備に関する事項	P25
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	P25
4	森林の総合利用の推進に関する事項	P25
5	住民参加による森林の整備に関する事項	P25
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	P26
7	その他必要な事項	P26

I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本村は、福島県の西南端に位置し、南西に東北一の燧ヶ岳、西に会津駒ヶ岳等2,000mを超える山々に囲まれている。この山並みを水源とする檜枝岐川が村の中央を北東に流れており、檜枝岐川沿いに集落が形成されている。また、尾瀬国立公園をはじめとした緑豊かな美しい自然に恵まれていることから、この「尾瀬」を核とした観光関連産業が村の主たる産業となっている。

村の総面積は39,046haであり、そのうち森林面積が38,145ha（約98%）を占める。森林面積のうち36,302ha（約95%）は国有林であり、私有林は1,835ha（約5%）に過ぎず、そのうち村有林が1,470ha（約80%）を占める。また、私有林の多くは急傾斜地で利用できる平地はわずかである。

本地域の林業は、山間高冷地及び豪雪地帯という厳しい自然条件の中にあり、今までに造成してきた人工林については、自家用建築材等の備蓄林を充実するための施業を行うにとどめ、天然林育成地の多くは、急峻な地形人工林化が難しいため適切な維持管理を行う。また、私有林は阿賀野川水系の最上流に位置し、かつ「尾瀬」の入口にもあたることから、自然と環境の破壊につながるような伐採は控え、この雄大な森林景観を維持、造成し、多くの国民に憩いの場として提供しながら、国土の保全、水源のかん養、森林環境の保全等、森林の持つ公益的機能を十分に発揮できる広葉樹林の育成に努める。

2 森林整備の基本方針

森林整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能の高度発揮を図る観点から、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化、整備の行き届いていない森林の存在等も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた森林施業の実施により、立地条件に応じた多様な森林資源の整備を図るとともに、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に欠くことの出来ない施設の整備等を計画的に推進する。

具体的には、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等により、多様な森林資源の整備及び保全を図るものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

ア 水源涵養機能維持増進森林

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

- イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林
下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
- ウ 快適環境形成機能維持増進森林
樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
- エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林
身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
- オ 木材等生産機能維持増進森林
該当なし

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

- ア 水源涵養機能維持増進森林^{かん}
 - (ア) 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を発達させる施業を基本とすると共に、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。
 - (イ) 立地条件や村民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
 - (ウ) 災害による被災箇所上流部等において、水源涵養^{かん}の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適正な管理を推進する。
- イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林
 - (ア) 災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。
 - (イ) 立地条件や村民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
 - (ウ) 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
- ウ 快適環境形成機能維持増進森林
地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。
- エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林
県民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

オ 木材等生産機能維持増進森林
該当なし

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、国、県、村及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業者等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図る。また、森林施業の共同実施等の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとする。

なお、森林所有者が施業できない場合等は、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとし、このため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・あっせん等を推進するものとする。その際、施業等の委託が円滑に進むよう、村による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を推進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとする。

この他、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や森林GISの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとし、

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種						
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
全域	45年	45年	45年	55年	15年	65年	20年

(注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

- ・皆伐： 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね 20 ヘクタール毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
- ・択伐： 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては 40%以下）の伐採とする。
 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～オに留意する。

- ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所当たりの伐採面積を 20ha 以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

3 その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、林地からの搬出に努め、木質バイオマスとしての利用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として標準伐期齢の概ね 2 倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

地域における過去の施業状況から見て、一定の活着率や活着後の生育が確保される樹種とするとともに、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種も含む幅広い樹種が選定されるよう配慮するものとする。

人工造林の対象樹種

樹種名		備考
針葉樹	スギ、カラマツ、アカマツ等	
広葉樹	クヌギ、ナラ類等	

(注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、村林務担当課等又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の植栽本数は、次表に基づき、また、注意事項にも留意の上、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数が適用されるよう配慮して定めるものとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て	2, 500	
アカマツ	中仕立て	5, 000	
カラマツ	中仕立て	2, 500	
その他広葉樹	中仕立て	6, 000	

(注1) 複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

(注2) 上記の標準的な植栽本数によらない場合は、村林務担当課等又

は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して地ごしらえの方法、植栽時期、植え付けの方法について下表のとおり定めるものとする。また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 植付け予定地の雑草木、ササ類等、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積等を実施する。 ○ 植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。 ○ 傾斜角30度以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。
植付けの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 植付け地点を中心に周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他地被物を取除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 ○ 凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。 ○ 多雪地帯の急傾斜面に植付ける場合は、直角植又は斜め植え、あるいは巢植えなどの植付地に適した方法によるものとする。
植栽の時期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、アカマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。 ○ 秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林地で皆伐による伐採については、伐採後、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択伐による伐採によるものについては、伐採後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

樹 種 名		備 考
針葉樹	アカマツ、モミ等	その他、将来その林分において高木となり得る樹種
広葉樹	クヌギ、ナラ、ブナ等	
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、ミズナラ、コナラ等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は下表のとおり。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数（本/ha）
アカマツ、モミ、ブナ、ミズナラ、コナラ等	10,000

<立木度>

幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを待避して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	○ ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○ 天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行うものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
「人工造林地」	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合
1の(1)による。

イ 天然更新の場合
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は1ヘクタール当たり概ね10,000本とする。

また、更新すべき本数は1ヘクタール当たり概ね3,000本以上とする。

5 その他必要な事項

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、花粉発生抑制対策として無花粉スギや花粉の少ないスギ苗木の使用を推進するものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	中仕立て	2,500	13	17	23	30	40	<p>選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。</p> <p>間伐率は、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返すこととし、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。</p>	
アカマツ	中仕立て	5,000	17	21	26	32	39	<p>間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。</p> <p>平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年とすること。</p>	
カラマツ	中仕立て	2,500	12	16	22	27	35	<p>列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。</p> <p>長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに、生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、行うこと。</p>	

「間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で行う」

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
雪起し	スキ						○	○	○	○	○	○	○
下刈り	スキ	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○		
	アカマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	カラマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
つる切り	スキ												○
	アカマツ											○	
	カラマツ											○	
除 伐	スキ												○
	アカマツ												○
	カラマツ											○	
枝打ち	スキ												

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数						標準的な方法	備考
		13	14	15	16	17	18		
雪起し	スキ	○	○	○				積雪の雪圧による根曲がり等、自力で立ち上がる見込みのないものを垂直に起こす。時期については融雪後の4～5月頃を実施する。	
下刈り	スキ アカマツ カラマツ							雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととし、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。	
つる切り	スキ アカマツ カラマツ	○		○				下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行う。	
除 伐	スキ アカマツ カラマツ	○		○				下刈りの終了後、間伐を行うまでの間、森林の状況に応じて適時適切に行うこととし、目的外樹種であってもその生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。	
枝打ち	スキ	○			○			経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行う。	

(注1) ◎印は必要に応じて年2回実施するもの。(○は年1回実施)

(注2)本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施年齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。

3 その他必要な事項

上記1に定める間伐の基準に照らし、計画期間内（前期5年間）において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等を参考資料(5)に示す。

また、森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおり定めるものとする。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2のとおり定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区域	樹 種						
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
別表1 に定め る区域	55年	55年	55年	65年	25年	75年	30年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の(ア)から(エ)までに掲げる森林の区域を別表1のとおり定めるものとする。

- (ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- (イ) 快適な環境の形成の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- (ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- (エ) その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

アの(ア)から(エ)までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹 種						
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
別表2 に定め る区域	90年	90年	90年	110年	30年	130年	40年

- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定めるものとする。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期、及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

別表 1

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の ^{かん} 涵養の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 林班 ～ 2 0 林班	1,835
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3 林班～6 林班、17 林班 ～ 19 林班	1,025
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 林班、2 林班、 20 林班	129
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	10 林班 ～ 16 林班	211
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—

別表 2

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1 林班～ 20 林班	1,835
長伐期施業を推進すべき森林		1 林班～ 20 林班	1,835
複層林施業を 推進すべき森 林	複層林施業を推進す べき森林（択伐によ るものを除く）	—	—
	択伐による複層 林施業を推進す べき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を 推進すべき森林		—	—

3 その他必要な事項 該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

村における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・斡旋等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林GISの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、檜枝岐村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本村の民有林は、周囲の急峻な山が集落を取り囲むようにあり、山崩れを防ぎ、雪崩を防止し、飲料水を供給する土地の保全林、水源涵養林、災害防止林であり、その機能を維持するため必要な施行と保育を行なう。また、スギ、カラマツ等は、住宅建築用材の備蓄林であり長伐期とする。今後も近隣町村の林業事業主体等と共同し、森林施業を行っていくものとする。

- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 本村の森林所有規模は、極めて零細であり、個人による継続的な計画施業及び自力での経営近代化は困難な状況にある。今後、これからの森林所有者に対して施業協定を進め、保育間伐等を委託、実施するための体制づくりを推進する。
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 森林所有者等が共同で計画を作成する場合には、次の事項に留意のうえ計画を作成することとする。
- (1) 年次別実施計画の作成について
 計画を共同で作成するもの（以下「共同作成者」という。）全員により、各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者はその計画の実施管理を行なうものとする。
- (2) 責務の明確化について
 共同作成者内において、施業等の共同化を遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を及ぼさせることがないように、あらかじめ共同作成者が果たすべき責務等を明らかにする。
- (3) 施業実施協定の締結について
 共同作成者の合意のもと施業実施協定の締結に努める。
- 4 その他必要な事項
 該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系	100 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系	75 以上	25 以上
	架線系	25 以上	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系	60 以上	15 以上
	架線系	15 以上	
急峻地 (35° ~)	架線系	5 以上	5 以上

2 路網整備と併せて効果的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整第580号林野庁整備課長通知）、森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の運用について（平成21年5月29日付け21林整計第87号林野庁長官通知）、森林・林業・木材産業づくり交付金実施要領の運用について（平成20年3月31日付け19林政経第307号林野庁長官通知）及び森林環境保全整備事業実施要領の運用の一部改正について（平成23年5月17日付け23林整第101号林野庁整備課長通知）により廃止された造林作業道実施基準例の送付について（昭和57年6月4日付け57-12林野庁造林課長通知）に基づき管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業者の就業条件の改善を図るため、雇用関係の明確化や社会保険への加入を促進するとともに、安全衛生意識の高揚を図るため、作業現場の安全巡視指導の実施や職場環境等の整備を促進し、労働安全性の確保並びに山村の生活基盤整備等に努める。

また、林業就業者の技術の向上、多能工化を推進するとともに高度な技術・技能を有する人材の養成に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材	村内一円 （急傾斜）	チェーンソー、集材機	チェーンソー、集材機、 簡易プロセッサ
造林 保育等	地拵、下刈	チェーンソー、刈払機	チェーンソー、刈払機
	枝打	ナタ、ノコギリ	ナタ、ノコギリ 自動枝打機
	除伐	チェーンソー、刈払機	チェーンソー、刈払機

(2) 放射性物質対策における機械作業
該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
特用林産 加工所	滝沢		①	現状維持			

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング等を実施するものとする。

イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施するものとする。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ha）
ニホンジカ	1林班～20林班	1,835

2 その他必要な事項

野生鳥獣の行動把握や被害状況把握等については、檜枝岐村鳥獣被害対策実施隊が行うものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において重要な森林を中心とした総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

3 林野火災の予防の方法

森林の持つ公益的な機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生の危険性も増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

檜枝岐村火入れに関する条例により実施することとし、乾燥注意報が出されている場合や強風時は行わないこと、また、消火用の水を準備し、火入れ後は確実に消火の確認を行うこととする。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし
- (2) その他
該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

- (1) 森林保健施設の整備
該当なし
- (2) 立木の期待平均樹高
該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
檜枝岐村一円	1 林班～20 林班	1,843

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めること。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林資源及び地域の特性を活かした就業機会の促進を図り、生活環境の整備などの条件を整備するとともに、森林環境教育、森林整備への参加等を積極的に行い、他地域間との交流や連携を図ることにより地域の活性化を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

豊かな自然に触れ、森林についての学習を促進するため、森林の総合利用施設の整備・維持する。

施設の種類	現状（参考）		（将来）		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
ミニ尾瀬公園	左通	8.0ha	現状維持		□1
中土合公園	黒岩山	2.3ha	現状維持		□2

5 住民参加による森林の整備に関する事項

当村の小中学生に対して森林の担う大切な機能や役割を認識してもらうため、教育委員会と連携して森林・林業体験プログラム事業を企画し、森林づくりへの直接参加を推進する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における檜枝岐村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考

7 その他必要な事項

保安林及びその他法令により施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従った施業を実施することとする。